

## 栃木県工事等成績評定評価委員会運営要領

### (目的)

第1条 本要領は、「栃木県工事等成績評定結果通知公表実施要領」(以下「公表実施要領」という。)第4条で規定する栃木県工事等成績評定評価委員会(以下「評定評価委員会」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものである。

### (所掌事務)

第2条 評定評価委員会は、環境森林部、農政部及び県土整備部が所掌する工事又は委託業務(以下「工事等」という。)について、次の事項を審議するものとする。

- (1) 「公表実施要領」に基づき通知された評定結果について、受注者が説明を求めた場合の回答に関すること。

### (委員及び組織)

第3条 評定評価委員会は、環境森林部、農政部及び県土整備部並びに工事等を所掌する各部の出先機関(以下「出先機関」という。)に置く。

- 2 評定評価委員会は、次の各号に掲げる委員長、副委員長及び委員(以下「委員等」という。)で組織する。
  - (1) 環境森林部に置く評定評価委員会は、別表1の委員等で組織する。
  - (2) 農政部に置く評定評価委員会は、別表2の委員等で組織する。
  - (3) 県土整備部に置く評定評価委員会は、別表3の委員等で組織する。
  - (4) 環境森林部出先機関に置く評定評価委員会は、別表4の委員等で組織する。
  - (5) 農政部出先機関に置く評定評価委員会は、別表5の委員等で組織する。
  - (6) 県土整備部出先機関に置く評定評価委員会は、別表6の委員等で組織する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (召集)

第4条 評定評価委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集するものとする。

### (会議)

第5条 評定評価委員会の会議(以下「会議」という。)は、半数以上の委員の出席で開催することができる。

- 2 会議は非公開とする。

(庶務)

第6条 評定評価委員会の庶務は、第3条第2項各号に掲げる別表の庶務欄に掲げる者が行うものとする。

附則 (平成30年2月1日制定 森整第917号、農振第777号、技管第296号)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 「栃木県環境森林部工事等成績評定評価委員会運営要領」、「栃木県環境森林部出先機関工事等成績評定評価委員会運営要領」、「栃木県農政部工事等成績評定評価委員会運営要領」、「農業振興事務書等工事等成績評定評価委員会運営要領」、「栃木県県土整備部工事等成績評定評価委員会運営要領」、「栃木県県土整備部出先機関工事等成績評定評価委員会運営要領」は廃止する。

別表1

環境森林部	
委員長	環境森林部次長又は参事(林業)
副委員長	森林整備課長
委員	審議対象工事等を所管する課長
委員	県土整備部技術管理課検査監又は副検査監
委員	審議対象工事等を所管する出先機関の長
委員	その他委員長が必要と認めた職員
庶務	森林整備課技術調整担当

別表2

農政部	
委員長	農政部次長
副委員長	農村振興課長
委員	審議対象工事等を所管する課長
委員	県土整備部技術管理課検査監又は副検査監
委員	審議対象工事等を所管する出先機関の長
委員	その他委員長が必要と認めた職員
庶務	農村振興課技術調整担当

別表3

県土整備部	
委員長	県土整備部次長(技術)
副委員長	技術管理課長
委員	監理課主幹
委員	審議対象工事等を所管する課長
委員	検査班長
委員	審議対象工事等を所管する出先機関の長
委員	その他委員長が必要と認めた職員
庶務	技術管理課検査班

別表 4

環境森林部出先機関	
委員長	審議対象工事等を所管する部長（矢板森林管理事務所においては所長、林業センターにおいては場長）
副委員長	審議対象工事等を所管する部長補佐（総括）（矢板森林管理事務所においては所長補佐（総括）、林業センターにおいては場長補佐（総括））
委員	審議対象工事等を所管する課長 （林業センターにおいては部長）
委員	県土整備部技術管理課検査監又は副検査監
委員	その他委員長が必要と認めた職員
庶務	審議対象工事等を所管する課（林業センターは部）

別表 5

農政部出先機関	
委員長	出先機関の長
副委員長	審議対象工事等を所管する部長
委員	審議対象工事等を所管する部長補佐（総括）
委員	県土整備部技術管理課検査監又は副検査監
委員	その他委員長が必要と認めた職員
庶務	審議対象工事等を所管する課

別表 6 -1

県土整備部出先機関（土木事務所）	
委員長	次長（技術）
副委員長	企画調査課長
委員	次長（事務）
委員	技術管理課検査監
委員	総務課長
委員	審議対象工事等を所管する部長
委員	審議対象工事等を所管する課長
委員	その他委員長が必要と認めた職員
庶務	企画調査課

別表 6 -2

県土整備部出先機関（下水道管理事務所及び公園事務所）	
委員長	所長補佐（総括）（技術）
副委員長	工務管理課長
委員	所長補佐（総括）（事務）
委員	技術管理課検査監
委員	その他委員長が必要と認めた職員
庶務	工務管理課